

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社浅川組
(法人番号4170001000086)
業者の住所：和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番地
- 2 指名停止措置期間：令和6年8月6日から
令和6年10月5日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社浅川組は、和歌山県発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、同社を代表者とする特定建設工事共同企業体が、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告を行ったことから、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年6月25日、国土交通省近畿地方整備局長から監督処分（営業停止40日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第3号（過失による粗雑工事等）に該当するため。

指名停止措置要領付表第1第2号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事等) 3 対象区域内における工事で前号に掲げるもの以外のものの施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内